

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表1の項中「証明」の次に「（法第382条の4の規定により総務省令で定める事項を記載したものの証明を含む。）」を加え、同表2の項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「閲覧」の次に「（法第382条の4の規定により総務省令で定める事項を記載したものの閲覧を含む。）」を加え、同表3の項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「証明」の次に「（法第382条の4の規定により総務省令で定める事項を記載したものの証明を含む。）」を加え、同表4の項中「閲覧」の次に「（法第382条の4の規定により総務省令で定める事項を記載したもの又はその写しの閲覧を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、固定資産課税台帳に記載

されている事項について市町村が証明書の交付等をする際に、DV被害者等の登録簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載しなければならないこととされたこと等に伴い、規定の整備をする必要による。